令和２年　第３回

教育委員会定例会会議録

令和２年３月３１日

中央区教育委員会

令和２年第３回教育委員会定例会会議録

開会日時　　令和２年３月３１日（火）　午後３時００分
場　　所　　中央区役所６階会議室
出席委員　　中央区教育委員会教育長　　平林治樹
委　員　　渥美哲夫
委　員　　窪木登志子
委　員　　本宮典幸
説明のために出席した事務局職員
次　　長　　長嶋育夫
庶務課長　　俣野修一
副 参 事　　河内武志
学務課長　　植木清美
学校施設課長　　染谷修一
指導室長　　中山晴義
教育支援担当課長　　細山貴信
統括指導主事　　上原史士
統括指導主事　　清水浩和
図書文化財課長　　志賀谷優
説明のために出席した区長部局職員
文化・生涯学習課長　　木曽雄一
書　　記　　中央区教育委員会事務局
教育行政推進係長　　荻原雅彦
教育行政推進係員　　宮崎眞里
開　　議　　午後３時００分平林教育長開会宣言
会議規則第３０条による署名委員
教育長　　平林治樹
委　員　　渥美哲夫

日程第１　　議案第１５号
　　中央区教育振興基本計画２０２０の策定について
日程第２　　議案第１６号
　　中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定について
日程第３　　議案第１７号
　　中央区教職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第４　　議案第１８号
　　中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第５　　議案第１９号
　　中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について
日程第６　　議案第２０号
　　中央区教育委員会事務局幹部職員の人事について
日程第７　　議案第２１号
　　中央区立幼稚園長・副園長の人事について
日程第８　　議案第２２号
　　中央区青少年委員の委嘱について
日程第９　　報告事項
　　各課事業報告について
追加日程第１　議案第２３号
　　中央区立図書館館則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長　　本日は、森田委員から、中央区教育委員会会議規則第３条に基づいて、欠席の届出を頂いておりますので、ご報告をいたします。

それでは、ただいまから、令和２年第３回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、本日の会議録の署名委員指名をいたします。本日は渥美委員にお願します。

渥美委員　　はい。かしこまりました。

教 育 長　　よろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第１、議案第１５号を議題といたします。

議案第１５号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　次長から提案説明をお願いします。

次　　長　　議案第１５号「教育振興基本計画２０２０」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第１５号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第２、議案第１６号を議題といたします。

議案第１６号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次　　長　　議案第１６号「中央区教育委員会の事務組織規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

窪木委員　　令和２年度から学校開設準備担当課長が新設され、新たに設置する区立小学校・中学校に関することを担任するということですが、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されたことで、晴海にできる小学校・中学校の開校時期なども変わってくると思います。そういった情報収集や検討も併せて学校開設準備担当課長の担任事務ということでしょうか。

次　　長　　窪木委員のご指摘のとおり、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されると、その分、新設する学校などの建設も遅れると思います。その間に情報収集や交渉、検討などを行い、新設校の開設に向けた準備をすす

めて参ります。

窪木委員　よろしくお願いします。

教 育 長　ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　よろしいですか。ご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　ご異議ないものと認めます。よって、議案第１６号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第３、議案第１７号を議題といたします。

議案第１７号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次　　長　議案第１７号「中央区教職員住宅の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

渥美委員　本件は、民法の改正を受けての規則改正ということですが、民法の一部を改正する法律は、平成２９年に公布されていますが、施行日はいつなのでしょうか。

次　　長　令和２年４月１日からです。

渥美委員　明日施行ということですね。

次　　長　はい。今回の民法改正の内容は、連帯保証人が補償する額に上限額を設けるというものです。

本件は、民法の改正を受け、職員住宅の入居の際に連帯保証人を求めるべきか検討し、連帯保証人を不要とするもので、民法の改正がきっかけになりましたが、法に基づく改正ではありません。

渥美委員　わかりました。過去に連帯保証人に補償を求めるようなことはなく、今後も必要ないということですね。

次　　長　はい。

渥美委員　ありがとうございました。

教 育 長　ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　よろしいですか。ほかにご質問等がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　ご異議ないものと認めます。よって、議案第１７号は原案のとおり可決され

ました。

次に、日程第４、議案第１８号を議題といたします。

議案第１８号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次　　長　議案第１８号「中央区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願いします。

渥美委員　臨時的に任用された幼稚園教育職員の年次有給休暇についての規定整備ということですが、正規職員でなくても年次有給休暇は２０日付与されるのでしょうか。

次　　長　臨時的に任用される職員は、正規職員が欠員になった場合に採用されます。臨時に任用されますが仕事の内容は、正規職員と同様です。正規職員は、１年度分として年次有給休暇を４月に２０日間付与されるわけですが、年度途中に採用された場合には、その年度の残りの期間に応じた年次有給休暇が付与されます。

臨時的に任用される職員の場合は、年度に関わらずその任用の期間に応じて有給休暇が付与されます。

渥美委員　正規職員の場合は、任用が４月でなくてもその年度分として年次有給が付与され、翌年度４月にまたその年度分が付与される。臨時的に任用される職員の場合は、付与される時期はいつになるのでしょうか。

次　　長　臨時的に任用される職員の年次有給休暇の付与は採用のときになります。例えば、１０月に採用されると翌年１０月までの分として、２０日の有給休暇が付与さます。１年経って、任用期間が３月までの半年間の場合に、これまでは１０日の付与だったものが今回の改正で２０日付与されることになります。

渥美委員　任用期間が残り半年であっても、１年分付与されるというのは不思議な感じがしますね。

次　　長　そう感じるかもしれませんが、職員にとって有利になるということです。

渥美委員　そうですね。分かりました。

本宮委員　新型コロナウイルス感染予防のために、国から休校の要請があり、区立学校・幼稚園は臨時休業を行いましたが、そういった場合に教員の皆さんの勤務の扱いはどうなるのでしょうか。

次　　長　臨時休業中でも、教員の勤務は通常のとおりですので、子どもたちがいなくても勤務をするのが基本です。

テレワークなど在宅勤務についても検討されていますが、今の段階では出勤して勤務しています。普段なかなか取得できない有給休暇を取得したとい

う教員もいます。

本宮委員　　分かりました。ありがとうございます。

教 育 長　　ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいでしょうか。ご質問がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第１８号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第５、議案第１９号を議題といたします。

議案第１９号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次　　長　　議案第１９号「中央区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お願します。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいですか。ご質問等がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第１９号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第６、議案第２０号を議題といたします。

議案第２０号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次　　長　　議案第２０号「中央区教育委員会事務局幹部職員の人事」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいですか。ご質問がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第２０号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第７、議案第２１号を議題といたします。

議案第２１号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　それでは、次長から提案説明を願います。

次　　長　　議案第２１号「中央区立幼稚園長・副園長の人事」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明にいて、ご質問等ございましたら、お願いします。

窪木委員　　月島幼稚園副園長に対して、令和２年３月３１日付けで「中央区立幼稚園副園長の併任を解く」ということですが、具体的にどちらに行かれるのでしょうか。

次　　長　　月島幼稚園副園長は目黒区から派遣され、本区幼稚園の副園長として勤務していましたが、派遣期間の終了に伴い、本区幼稚園副園長の任を解き、目黒区へ戻ります。

渥美委員　　「併任を解く」ということは、別の職も兼務していたのですか。

次　　長　　派遣元である目黒区の職員と派遣先である中央区の職員を併任していました。

渥美委員　　わかりました。

教 育 長　　各区の園長・副園長のポストは限られているので、２３区で調整をはかり、２年前に目黒区と本区の職員を互いに派遣しあう、交換という形をとっていました。

本区から目黒区に派遣していた教員に対しては、派遣期間の終了に伴い、令和２年４月１日付けで、本区の幼稚園長を命ずる発令を行う予定です。

ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいですか。ご質問がないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第２１号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第８、議案第２２号を議題といたします。

議案第２２号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　それでは、次長から提案説明をお願いします。

次　　長　　議案第２２号「中央区青少年委員の委嘱」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいですか。ご質問等ないようですので、本案を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

ここで追加議案を提出したいと存じます。件名は、「中央区立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」です。

以上１件を追加議案として提出したいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。

それでは、追加議案を席上に送付します。ただいま席上に送付した議案については、追加日程第１、議案第２３号として、本日の日程に追加してご審議をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。

それでは、追加日程第１、議案第２３号を議題といたします。

議案第２３号を、書記、朗読願います。

（書記朗読）

教 育 長　　次長から提案説明をお願いいたします。

次　　長　　議案第２３号「中央区立図書館館則の一部を改正する規則の制定」について、提案説明。

教 育 長　　ただいまの説明について、ご質問等ございましたら、お伺いします。

（「なし」の声あり）

教 育 長　　よろしいですか。ご質問等がないようですので、議案第２３号を可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教 育 長　　ご異議ないものと認めます。よって、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第９、報告事項のうち、（１）について報告をお願いします。

次　　長　　「令和２年第一回区議会定例会（２月議会）一般質問（概要）」について、資料1により報告。

教 育 長　　ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

窪木委員　　指定管理者制度を導入すると、その効果について検証するという意味で情報公開請求が行われることが多いので、皆さんも重々ご承知だと思いますが、記録の整理などもしっかりやっていただきたいと思います。質問ではありませんが、ご留意いただきたいと思うことを申し上げました。

教 育 長　　ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　よろしいですか。それでは、続きまして、（２）について、報告をお願いします。

庶務課長　「新型コロナウイルス感染拡大防止の取組」について、資料２により報告。

教 育 長　ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

渥美委員　臨時休業に伴う未履修内容の取扱いについて、小学６年生の希望者に補講を行うということですが、これは、全員ではなくあくまでも希望者ということなのでしょうか。

指導室長　１校のみが春季休業に入ってからの実施で、そのほかの学校は卒業式の日に補講を行っています。補講の参加状況は今の段階では把握していないのですが、希望者を対象としていますので、補講に参加しなかった場合には、進学先の中学校にその未履修の状況を通知します。

渥美委員　未履修の通知を受けた中学校では、中学校の学習内容に加えて、その内容について履修させるということになるのですか。

指導室長　はい。そうなります。

渥美委員　分かりました。

教 育 長　ほかにご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　よろしいですか。それでは、（３）について説明をお願いします。

学務課長　「幼保連携型認定こども園の設置に係る公私連携協定の締結及び公私連携法人の指定」について、資料３により報告。

教 育 長　ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

渥美委員　「事業者は、１号認定こどもの入園選考に関して、園の教育方針や事業内容に賛同しない者の入園を承認しないことができる。」とあります。阪本こども園(仮称)は私立ということですね。

学務課長　阪本こども園（仮称）は、民設民営の私立の認定こども園になりますので、その方針に賛同して入園していただくということになります。１号認定というのは、幼稚園として利用するお子さんで、阪本こども園(仮称)が入園選考を行います。２号３号のお子さんについては、保育園としての利用になるので、区が選考を行います。

渥美委員　公私連携型のこども園ですが、運営形態はあくまでも私立ということなのですね。

学務課長　はい。公私連携というのは、区が土地や建物を廉価で貸与し、運営にも関与するというもので、運営主体は民間になります。

渥美委員　認定こども園を必要とする自治体が施設などを貸し付けて、民間が運営す

るということですから、誘致のような感じなのですね。わかりました。

窪木委員　運営事業者との協定や契約について質問します。公私連携協定を締結し、土地・建物の貸付の契約を結ぶということですが、こども園の運営にあたり万が一、問題が発生した場合などで公私連携の事業者を変更しなくていけなくなったときに、協定を破棄することができるのでしょうか。

また、そういった時には土地や建物の賃貸借契約も破棄することができるようになっているのでしょうか。

学務課長　協定に違反した場合の措置として、協定に従って運営を行うように勧告し、勧告に従わないときは指定を取り消すということになっています。また、その場合には土地・建物の貸付も取り消すような契約にする予定です。

窪木委員　分かりました。

教 育 長　ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　よろしいですか。それでは、次に、（４）について、報告をお願いします。

指導室長　「令和２年度小・中学校、幼稚園教育管理職配置一覧」について、資料４により説明。

教 育 長　ありがとうございます。ただいまの報告について、ご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　よろしいですか。それでは、（５）について、報告をお願います。

図書文化財課長　「意見・要望」について、資料５により説明。

教 育 長　ただいまの報告について、ご質問等ございましたら、お願いします。

渥美委員　図書館の雑誌などの保管期間についてのご意見がありましたが、保管期間が過ぎたものについてはどのようにしているのでしょうか。

図書文化財課長　基本的には、リサイクルということで、皆さんに無料、無償でお渡ししております。

渥美委員　図書館に行きますと、「ご自由にお持ちください」というコーナーがありますが、図書館で不要になった本をリサイクルする行事もありますね。

図書文化財課長　渥美委員のご指摘のとおり、蔵書の点検作業などを行った際に大量に廃棄する本については、実施日程を区の広報などで周知して「図書と雑誌のリサイクル」を行っています。

また、雑誌のように保存期間が過ぎたものや日常の点検の中で不要となったものは、随時リサイクルのコーナーに出しています。

渥美委員　ありがとうございます。

教 育 長　ほかにご質問等ございますか。

（「なし」の声あり）

教 育 長　これで、本日の日程はすべて終了いたしましたが、委員の皆さまからご意見

等ございましたらお伺いいたします。

本宮委員　東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会が延期されることになりました。それに伴って、今年度の予定を確認させていただきたいと思います。夏休みや臨海学校などについての対応はどうなるのでしょうか。

次　　長　夏の臨海学校については、オリンピック・パラリンピックのために、令和２年度は例年とは時期をずらして実施するということで、宿泊先やバスなどは予約済みです。これからの日程変更は難しいので、変更しない予定です。

また、オリンピック・パラリンピック教育では、開催年である今年は、開催に向けてさらに機運を盛り上げて、その後のレガシーを残していくという展開になる予定でしたが、変更することになります。

指導室長　オリンピック・パラリンピック教育について、パラリンピックの観戦チケットの配布など、東京都が主体となって行っているものについては、今は白紙の状態です。追って都から通知などがあると思いますので、それにより対応していきます。

本区独自のオリンピック・パラリンピック教育については、これまで取り組んできた内容を継続し、レガシーについても今年度中に設定していく予定です。

本宮委員　わかりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によって、教育・学校の状況は、今後も変わっていくと思います。授業の時数が足りなくなれば、夏休みの期間での対応も考えなければいけないと思います。何が子どもたちにとってベストなのかを考えて、柔軟な対応をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

教 育 長　ありがとうございます。

窪木委員　新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に関して、教育長、事務局の皆さんは、複数のプランを検討し、より適切な対応を選択していただいていると思います。また、その過程についても随時ご報告をいただいております。

私は、本区の感染症の診査に関する協議会の委員をしていますが、繁華街があることもあって、本区でも感染者が非常に増えています。

学校・幼稚園については、新学期からの対応を近々に考えなければいけない状況にあると思います。人命第一ということはもちろんですが、今後も適切な対応をお願いします。

教 育 長　ありがとうございます。

ほかにご意見ございますか。よろしいですか。

教 育 長　それでは、これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後３時５３分　教育長閉会宣言

署名委員